

別表十六（四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人の減価償却資産について旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。この場合、措置法による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。

なお、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 この明細書は、「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)又は別表十六(二)の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。

(1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項《減価償却に関する明細書》若しくは法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（令第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合の令第63条第2項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》（規則第37条第3項《個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用》において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合の規則第27条の14に規定する合計した金額を記載した書類には、「構造2」から「賃貸の用又は事業の用に供した年月5」まで、「見積残存価額9」、「残価保証額15」、「残価保証額18」、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額20」から「積立金の期中取崩額22」まで、「リース期間又は改定リース期間の月数24」、「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」、「翌期への繰越額の内訳」の「41」及び「42」の各欄の記載は要しません。

(2) 「種類1」、「構造2」及び「細目3」には、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。

(3) 「賃貸の用又は事業の用に供した年月5」は、当期の中途において賃貸の用又は事業の用に供した年月を記載します。

(4) 「リース期間又は改定リース期間の月数24」の括弧の中には、旧リース期間定額法を採用している場合におけるリース期間の月数を記載します。

(5) 「租税特別措置法適用条項27」には、措置法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、

その特別償却又は割増償却の割合を記載します。

(6) 「特別償却限度額28」の外書には、措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》又は措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。

(7) 当該減価償却資産について法第31条第5項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する満たない金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額34」の欄の上段に外書として、記載します。この場合、「償却不足によるもの35」、「積立金取崩しによるもの36」及び「差引合計翌期への繰越額37」の各欄については、「前期からの繰越額34」の欄の金額にはその外書として記載した金額を含むものとして計算します。

(8) 当期前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等が行われた減価償却資産又は当期以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた減価償却資産についての記載は次によります。

イ 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額6」、「取得価額又は製作価額12」又は「取得価額17」の各欄の上段にそれぞれ外書として、記載します。この場合、「差引取得価額8」、「差引取得価額14」又は「償却額計算の基礎となる金額19」の各欄については、その外書として記載した金額をそれぞれ「6」、「12」又は「17」に含めて計算します。

ロ 「償却額計算の基礎となる金額(8)－(9)10」、「償却額計算の基礎となる金額(14)－(15)16」、「償却額計算の基礎となる金額(17)－(18)19」、「リース期間又は改定リース期間の月数24」及び「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」の各欄は、それぞれ「償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額）－(9)10」、「償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額）－(15)16」、「償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額）－(18)19」、「リース期間又は改定リース期間（期末評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度開始の日（当期が当該国外リース資産若しくはリース賃貸資産を賃貸の用に供した日又はリース資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、その用に供した日）以後の期間）の月数24」及び「当期における同上のリース期間又は改定リース期間の月数25」として記載します。